

## 奈良県告示第十号

次の奈良県指定史跡は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、令和四年十一月十日付け文部科学省告示第四百十一号で史跡に指定されたので、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十九条第二項の規定により、同物件の県指定は同日付けで解除された。

令和五年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	県指定告示年月日
郡山城跡	大和郡山市	昭和五十二年五月二十日